

科目名	税法Ⅱ Tax Law Ⅱ		選択	2 単位
学期・曜日・時限	秋・月・3 限	秋・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		
<p><講義の概要と目的></p> <p>古くから「租税国家」という言葉があるように、国家が成立し、存続する上で、税は欠かせない要素のひとつです。「租税国家」の成立の背景には、国家が提供する種々のサービスに対し、人々が依存を高めていったという事情があります。いっぽう、国家の歳入において税が占める比率は高く、これはそのまま、人々の収入に対する税負担が相当程度に上ることを意味します。税についてある程度考察を進めれば、必然的に、このような国家と納税義務者との緊張関係を目の当たりにすることになります。</p> <p>税負担を税引前の利益と税引後の利益の差という観点から眺めると、「税はコストである。」という認識につながります。経済活動を行う上で、さまざまなコストとどのように向き合うのかは、いつにおいても悩みの種です。そして、いわゆるコスト管理の要諦は、各種コストの最小化方法であるの一言を俟ちません。コストとしての税負担をどのように軽減するのかは、税の歴史、さらには国家の歴史と共に、これまで人類が共有してきた問題意識でもあります。</p> <p>この講義では、各種税負担を経済活動に伴うコストとして位置づけ、このような税負担を最小化するための試み（タックス・プランニング）を、各種法制度との関連で分析することを目的とします。税負担の軽減を目的とした各種行為を類型化の上、それらの行為によってどのような課税上の便益が生じているのかを分析できるようになるのが最終目標です。分析の素材として、各種先例を用います。</p> <p>いまから 80 年ほど前、ある裁判官は、「誰であれ、自身の税負担を可能な限り軽減すべく、自由に行動することができる。」と述べました。近時は、多国籍企業による巨額の課税逃れが報道をにぎわしています。タックス・プランニングに伴う諸問題は、税法学という学問分野における、古くて新しい問題です。税について、税法について、もうすこし深く学んでみたいという人の履修を歓迎します。</p> <p>※留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 2017 年度以前のカリキュラムにおける「税法 B」と同じく、税法に関する基礎的素養を前提とし、応用的素養の獲得を目的とする講義です。 2) 履修を予定している人は、1 週目の講義に必ず出席してください。 3) ゲストスピーカーによる特別講義を一週予定しています。 				
<p><講義計画></p> <p>1 週目：開講 シラバスに基づく概要説明、講義の全体像の提示 ※履修予定者は必ず出席してください。</p> <p>2 週目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(1) なぜタックス・プランニングを志向するのか、租税債務を減少させる行為の類型化</p> <p>3 週目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(2) 脱税とは何か 脱税と関連する法規範の定め、節税とは何か、節税の具体例</p>				

4 週目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(3)

租税回避とは何か、租税回避の具体例、節税と租税回避の区別

5 週目：[講義]タックス・プランニングとその周辺(4)

租税回避の否認、課税減免規定の限定解釈、その他の対抗策、その他の行為類型

6 週目：[講義]裁判例読解・評釈の方法

判決文をどのように読めばよいのか、読んだ判決文をどのようにまとめれば良いのか

7 週目：ゲストスピーカーによる特別講義

組織再編成と租税回避：法人税法 132 条の 2 について

※ゲストスピーカーの都合により、担当週が変更になる場合があります。

8 週目：履修者によるプレゼンテーション(1)

最高裁判所大法廷判決（昭和 42 年 11 月 8 日）→「詐欺その他不正の行為」の意義

9 週目：履修者によるプレゼンテーション(2)

最高裁判所決定（平成 9 年 10 月 7 日）→代理人の遁脱行為にかかる遁脱犯の成立

10 週目：履修者によるプレゼンテーション(3)

東京高等裁判所判決（昭和 47 年 4 月 25 日）→租税回避否認の可否

11 週目：履修者によるプレゼンテーション(4)

東京高等裁判所判決（平成 11 年 5 月 31 日）→所得税法 157 条の適用

12 週目：履修者によるプレゼンテーション(5)

東京高等裁判所判決（平成 11 年 6 月 21 日）→事実認定による租税回避の「否認」の可否

13 週目：履修者によるプレゼンテーション(6)

最高裁判所判決（平成 18 年 1 月 24 日）→「事業の用に供（する）」の意義

14 週目：履修者によるプレゼンテーション(7)

最高裁判所判決（平成 18 年 2 月 23 日）→「制度（の）濫用」と法解釈

15 週目：総括

これまでの復習、講義では扱えなかった論点の紹介

<講義の進め方>

まずは、講義を通じて前提となる知識を習得してもらいます。つぎに、代表的な先例について各履修者にプレゼンテーションをしてもらい、それに基づき履修者全員で議論します。

講義とプレゼンテーションの割合は、半半とする予定です。ただ、履修者の人数や顔ぶれによっては、この割合や、取り上げる先例や、講義内容の一部を変更することもあり得ます。

<準備学習内容>

前週の講義内容を確実に定着させた上で次週の講義に出席するようにしましょう。そのためにも、オフィスアワーを積極的に活用してください。講義を欠席した場合は DVD を視聴し、学内サイトから配付資料等を入手するようにしましょう。あと、プレゼンテーションにおいては、事前に配付となる判決文を十分に読み込み、事実関係、争点、当事者の主張の対立状況及び裁判所の判断を頭に入れておくようにしてください。

<教科書及び教材>

教科書は使用しません。

講義においては、担当教員の方で PowerPoint のスライドを作成し、適宜、レジュメや必要資料を配付します。

<参考書>

岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』（ミネルヴァ書房，2015）。

清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房，初版 1995，2015 年復刊）。

谷口勢津夫『租税回避論：税法の解釈適用と租税回避の試み』（清文社，2014）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令）、法人税法（同施行令）及び租税特別措置法（同施行令）が掲載してあるものを用意してください。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧することでも構いません。

<成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とします。

1) プレゼンテーション：45%

プレゼンテーションそのものの完成度や、質疑に充分答えられたかを、評価の対象とします。

2) 期末レポート：45%

上記プレゼンテーションにつき、当日の質疑・コメントを踏まえて文章化の上、後日発表する方法で提出してください。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行いません。

なお、欠席が 6 回以上となった履修者は、成績評価の対象としません。

<履修条件>

開講時点において、春学期開講の「税法Ⅰ」（2017 年度以前のカリキュラムにおける「税法 A」を含む。）の単位を取得済みであること。

なお、「税法演習」に所属する院生は、「税法Ⅰ」に加えて、1 年次にこの講義をかならず履修して下さい。

<DVD による視聴> 可

<オフィスアワー> 月曜 5 限(於：本学 7 階研究室)

<その他>

税法に関する基礎知識を有していることを前提とします。このため、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得していない院生については、履修を認めません。

プレゼンテーションにおいては、担当者はもとより、それ以外の履修者も、対象となっている判決文を十分に読み込んで、事前に問題意識を形成しておくようにしてください。